

仙台市立蒲町中学校 同窓会会則

【第一章】 総 則

- 第1条 本会は仙台市立蒲町中学校同窓会と称し、事務局を本校内に置く。
第2条 本会は仙台市立蒲町中学校卒業生を以て正会員とし、在校生と転退校生は準会員とする。ただし、母校の教職員は客員として待遇するものとする。

【第二章】 目的および事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦連絡と生活向上をはかり、母校発展のために内面よりこれを援助することを目的とする。
第4条 本会本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 会員相互の動静、母校との連絡をはかるため会誌または新聞などの発行を行う。
2 母校の運動会、文化祭などの行事に積極的に参加あるいは後援する。
3 会員相互の研鑽その他本会の目的を達成するために必要な事項。

【第三章】 役員および委員

- 第5条 本会の役員は次の通りとし、委員会において会員中より選出される。
(1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 会計2名
(4) 庶務2名 (5) 監事3名
1 会長は本会を代表し本会の会務を総括し、かつ総会、委員会および役員会を招集する。
2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
3 会計は会計事務にあたる。
4 庶務は会運営庶務にあたる。
5 監事は会計監査にあたる。
6 役員任期は3年とし、再任を妨げない。
第6条 本会の委員は各年度卒業生より、各学級男子1名、女子1名を選出、会長がこれを依嘱し、会の運営にあたる。委員の任期はもうけないが、欠員のでた場合直ちに選出し会長より依嘱される必要がある。
第7条 本会は役員、委員の他に名誉会長および理事を置く。名誉会長には母校の現校長を在任期間推戴する。理事には母校職員中より若干名推薦を受け、本会の運営に対し協力を得る。

【第四章】 会 議

- 第8条 本会の会議は役員会、委員会および総会の三種とする。
第9条 役員会は会長が招集し次の事項を行う。
1 第4条の事業を円滑に運営するための具体的活動。
2 委員会へ提出する議案の検討。
役員会開催にあたっては、会長より3日以上前に全役員に通知されねばならないが、成立の定足数は特にもうけない。
第10条 委員会は会長が招集し次の事項を協議、議決する。
1 予算の決定、決算の承認
2 役員を選出
3 年間の事業計画、反省
4 役員より提案されるその他の事項
5 その他重要な事項
委員会は役員を含め20名以上を以て定足数とし、会議の議決は出席者の3分の2以上を以て成立する。
第11条 総会は毎年1回これを開くものとする。ただし臨時総会を開くことがある。総会は委員会において議決した事項の承認を行う。

【第五章】 経 費

- 第12条 経費は会費、寄付金その他の収入を以てこれに充てる。正会員は、本会維持のため入会金として600円を入会の際納めるものとする。

【第六章】 雑 則

- 第13条 本会員にして本会に対して功績顕著の者あるときはこれを表彰することができる。
第14条 本会に次の帳簿を備える。
会員名簿・役員名簿・寄付者名簿・財産目録簿・会計簿・記録簿
第15条 本会則は委員会の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。
第16条 会員の住所氏名、その他重要な変動は直ちに事務所へ通知するものとする。
第17条 本会の正会員および準会員、客員の慶弔ならびにその他の見舞金は経費より支出するものとする。

付 則

- 1 この会則は、昭和55年4月1日より実施する。